

笑顔があふれるまちを美しく。

前橋市景観計画[🌿]

概要版



○前橋市

令和8年9月

前橋市景観計画の目的・目標年

【目的】 **人が生きる風景を守り、育む** 【目標年】 **2036年**

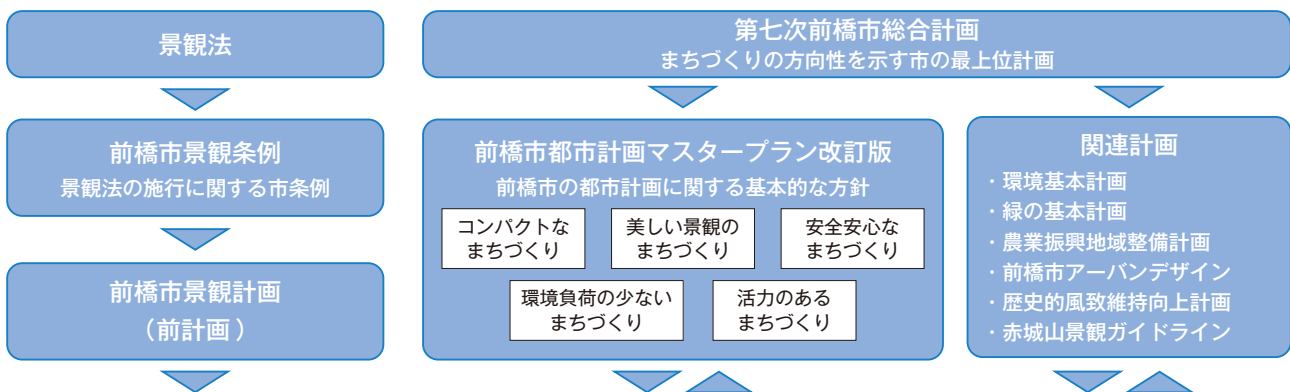
本市の最上位計画である第七次前橋市総合計画では、地域全体で共有するビジョンとして、「めぶく。～良いものが育つまち（Where good things grow.）～」を掲げ、目指すべきまちのあり方をイメージするためのまちづくりの目標（将来都市像）を「新しい価値の創造都市」と決めました。

本計画は、人が生きる風景を守り、育むことで、前橋にふさわしい良好な景観を実現するとともに、これからの良いものが育つまちであることを支え、新しい価値の創造に寄与する景観形成を目指します。

計画の位置づけ・構成

本計画は、景観法第8条が規定する「良好な景観の形成に関する計画」で、本市における景観形成の総合的な指針となるものです。改定にあたっては、前計画の基本的な方向性を継承することを前提に、本市の景観特性や現況を踏まえた時点修正を行うとともに、関連する他の行政計画との整合性を考慮した計画を目指しました。

【計画の位置づけと構成】



前橋市景観計画改定版		
計画の趣旨	計画の目的：人が生きる風景を守り、育む	
	計画のテーマ：振り返りたくなる風景がある	
景観形成の方針	【4つの方針】 - 水と緑が織り成す前橋らしい景観まちづくり - 県都にふさわしい風格と質感のある街並みづくり - 地域性と歴史性を生かした市民協働による地域づくり - 人にやさしく心地よさのある生活環境づくり	【行動指針】 - 市民の役割 - 事業者の役割 - 行政の役割
行為の制限と景観の誘導	【行為の制限に関する事項】 - 届出を要する行為 - 景観形成の基準 - 景観形成に係る他法令の基準	【景観の誘導に関する事項】 - エリア指定の仕組み - 物件指定の仕組み - 協働の仕組み
景観形成重点地区	広瀬川河畔景観形成重点地区	
新たな景観形成に向けて	- 前橋市アーバンデザイン - 歴史的風致維持向上計画との連携 - 前橋クリエイティブシティ構想 - 県立赤城公園の活性化に向けた基本構想 - 屋外広告物規制の弾力化	
計画の推進にあたって	- 審議会と庁内連携 - 推進体制 - 景観形成に係る取り組み - 建築等行為などに対する審査・監察・アドバイス体制 - 赤城山景観ガイドラインの運用 - 文化財保存活用地域計画の活用	

景観形成の方針（景観法第8条第3項）

本計画では、「人が生きる風景を守り、育む」という目的を達成するため、その手段となる景観形成の方向性を定めます。

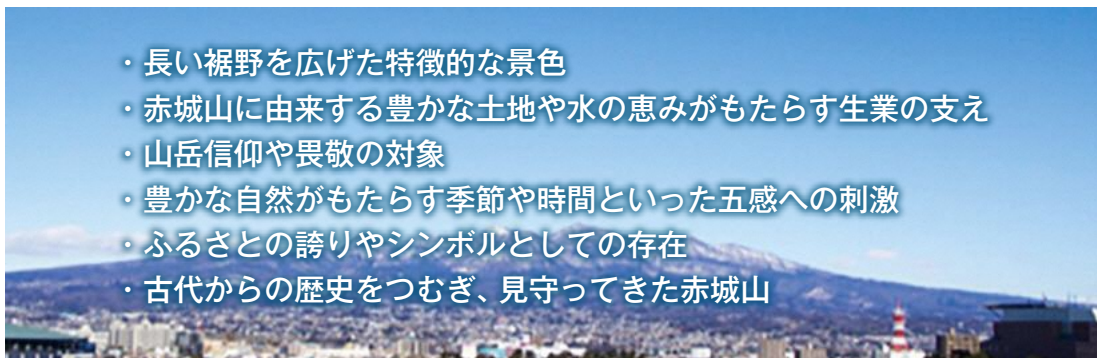
本市にはさまざまな景観特性や景観資源が存在しますが、将来にわたってそれらを守り、育むための大きな方向性を「計画のテーマ」とします。さらに、このテーマに基づき、本市固有の「前橋らしさを感じられる景観」をさらに磨き上げるための視点として、「4つの方針」を設定します。

（1）計画のテーマ

本市のこれまでの景観形成の歩みを継承し、一貫性が担保された計画とするとともに、多くの市民が誇らしと感じる本市の景観特性を考慮し、前計画と同様に、

振り返りたくなる風景がある

を計画のテーマとします。



また、本市の街並みは、赤城山と利根川によってつくられるダイナミックな地形の中であって、古代からの多くの人たちの営みが折り重なり、散在し、出現する多様性が魅力です。この魅力をベースとして、本計画では、遠方に広がる赤城山の雄大な風景と、眼前に展開される日常の風景が調和し、本市で暮らす人や訪れる人が思わず振り返りたくなる風景がある、そうした景観のあり方を目指すこととします。

（2）4つの方針

計画のテーマを具現化するとともに、「前橋らしさを感じられる景観特性」を磨いていくうえで大切にすべき視点として、4つの方針を掲げます。

①水と緑が織り成す前橋らしい景観まちづくり【水と緑】

本市を象徴する雄大な自然を生かした景観まちづくりを推進します。

②県都にふさわしい風格と質感のある街並みづくり【風格と質感】

県都にふさわしい形態・意匠・色彩により、貫禄と落ち着きのある街並みづくりを推進します。

③地域性と歴史性を生かした市民協働による地域づくり【地域性と歴史性】

市民や事業者と協働し、文化的・歴史的な景観資源を守り、活用する地域づくりを推進します。

④人にやさしく心地よさのある生活環境づくり【やさしさと心地よさ】

地域のイメージにふさわしい生活空間を整え、楽しく歩ける環境づくりを推進します。

行為の制限に関する基本的な考え方

本市の景観形成は、計画のテーマ及び4つの方針の具現化を目指していくこととなります。そのためには、景観形成に影響を及ぼす建築行為等に一定の制限を設け、あるべき方向へと誘導していく必要があります。

(1) 届出対象行為（景観法第16条第1項）

景観計画区域内において届出を要する行為は、下表に示す大規模行為です。届出を要する行為は、次項に示す「2 景観形成の基準」に適合している必要があります。

表 届出を要する行為となる大規模行為

	行為	対象となる規模
建築物	新築、増築、改築、移転、 外観の変更又は色彩を変更することとなる修繕もしくは 模様替え又は色彩の変更	高さが13m、又は延べ床面積が1,000㎡を超えるもの
工作物	新設、増設、改造、移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ10m、又は築造面積が1,000㎡を超えるもの。 (建築物と一体のとき) 高さが5mを超え、かつ建築物との高さの合計が10m を超えるもの
土地の区画形質 の変更	都市計画法第4条第12項に規定される開発行為	土地の面積が1,000㎡を超えるもの（ただし宅地分譲 を除く）
法面、擁壁の 設置	上記の開発行為に伴う法面・擁壁の設置	高さが5mかつ長さが10mを超えるもの

○景観形成基準

届出

景観類型 景観形成基準		都市拠点	暮らしの 拠点	商業 業務地区	住宅地区	住宅団地	工業地区	田園地区	森林地区
(1) 類型共通基準		■計画のテーマ「振り返りたくなる風景がある」をベースとする基準 ■当該行為が道路・線路・水辺にかかる場合の基準							
(2) 類型別基準	水と緑	D	D	C	D	C	B	A	A
	風格と質感	A	B	B	C	D	—	D	—
	地域性と歴史性	B	C	D	A	B	C	B	B
	やさしさと心地よさ	C	A	A	B	A	A	C	C
	特別配慮事項	※ ¹ 前橋市 アーバン デザイン	※ ¹ 前橋市 アーバン デザイン	—	※ ² 敷島エリア グランド デザイン	—	—	—	※ ³ 赤城山 景観 ガイド ライン
(3) 要素別基準		■建築物等及び屋外広告物の配置掲出方法に関する基準 ■その他の行為毎の基準							
(4) 色彩基準		■建築物の色彩に関する事項が定められている地区計画の区域で参照する基準							

景観類型毎の基準との関係性の濃淡順 A→B→C→D

濃い→薄い

※¹ 前橋市アーバンデザインの区域内にある場合は、基準の適用程度にかかわらず、その内容に配慮する。

※² 敷島エリアグランドデザインの区域及びその周辺では、基準の適用程度にかかわらず、その内容に配慮する。

※³ 赤城山景観ガイドラインの区域では、基準の適用程度にかかわらず、その内容に配慮する。

※⁴ その他関係法令等に該当する場合には、その内容に沿った配慮が必要。

○他の法令（法律・政令・省令）／●風致地区（都市計画法） ●地区計画（都市計画法、景観法）

○他の例規（条例・規則・規定）／●屋外広告物条例 ●再エネ条例 など

効果

良好な景観の形成

景観類型図

都市拠点

前橋の顔、地域の顔としての役割を担うべき拠点。市の中核である本庁管内地区の中心市街地、副都心機能を有する新前橋駅周辺、異なる文化圏を形成してきた大胡地区の中心市街地、前橋南部拠点地区など。

暮らしの拠点

多世代にわたって多くの人が暮らし集う、にぎわいにあふれた都市空間を目指すとともに、地区のもつ歴史・文化的景観に配慮し、都市空間と住環境との調和が図られるべき地区

商業・業務地区

商業地、業務地として利用されることが望ましく、まちの活力やにぎわいづくりに配慮すべき地区

住宅地区

低密集住宅、一般住宅、複合市街地として利用されることが望ましく、住宅地としての快適性に配慮すべき地区

住宅団地

まとまりのある住宅群が作り出す家並みと背景となる赤城山等から構成される豊かな居住空間を保全すべき地区

工業地区

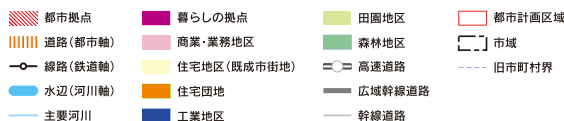
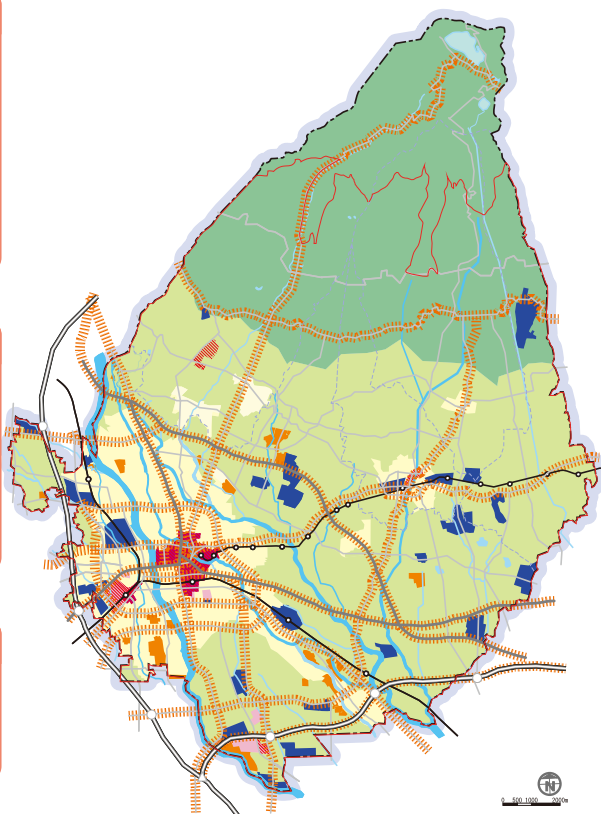
工業地、流通業務地として利用されることが望ましく、就業環境とともに周辺地区の環境への影響に配慮すべき地区

田園地区

田園地として利用されることが望ましく、前橋を代表する美しい田園風景を保全すべき地区

森林地区

市北側に位置する勾配の急な山林地で、主に保安林に指定されている地区



都市軸

利便性、安全性とともに、赤城山等の山並を背景とした調和のとれた道路景観の形成が求められる軸(前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造に位置づけられた広域都市軸、放射都市軸、環状都市軸の道路境界から30mの沿道区域)

鉄道軸

印象的な風景とともに、前橋の原風景を創り出す上で重要な役割が求められる軸(前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造における鉄道交通軸)

河川軸

地域の景観の骨格をなすとともに環境の向上を図る上で重要な役割が求められる軸(緑の基本計画における水と緑の軸(利根川、広瀬川、桃ノ木川、荒砥川、粕川、寺沢川、藤沢川、天狗岩用水・滝川))

【景観類型】

前橋市都市計画マスタープランの将来都市構造図に準拠し、各構造区分を地域の景観特性を象徴する景観類型として定義します。

- 都市拠点
- 暮らしの拠点
- 道路(都市軸)
- 線路(鉄道軸)
- 水辺(河川軸)
- 商業・業務地区

- 住宅地区(既成市街地)
- 住宅団地
- 工業地区
- 田園地区
- 森林地区

※本計画における「都市拠点」は、主に前計画における中心市街地を指し、「暮らしの拠点」は、前計画における都市拠点の一部(都市マスの生活拠点)を指します。

4つの方針と関係する取り組みの連携手法

景観形成の方針にも示したとおり、本市ならではのさまざまな景観特性や景観資源を、将来にわたって守り、育むための大きな方向性を「振り返りたくなる風景がある（計画のテーマ）」とし、これに基づき、本市固有の「前橋らしさを感じられる景観」を更に磨き上げるための視点として、「4つの方針」（【水と緑】【風格と質感】【地域性と歴史性】【やさしさと心地よさ】）を設定し、それを具現化するため、市民、事業者、行政のそれぞれが主体的に取り組む行動指針を定めています。

また、近年は、前橋市アーバンデザイン及び前橋クリエイティブシティ構想等により、公共空間や都市軸の再編、歩行者中心の回遊性向上、アートや文化活動の誘発が進展しています。

都市の魅力と持続性を高める景観形成には、関係する計画や取り組みを統合的に捉え、各主体が協働して取り組むことが重要であることから、今後の取り組みを以下に示します。

方針① 水と緑が織りなす前橋らしい景観まちづくり【水と緑】

本市を象徴する雄大な自然を生かした景観まちづくりを推進します。

手法

- ・赤城山景観ガイドラインの運用により景観誘導を行う。
- ・広瀬川河畔景観形成重点地区での制度周知や修景支援等、取り組みを強化する。

方針② 県都にふさわしい風格と質感のある街並みづくり【風格と質感】

県都にふさわしい形態・意匠・色彩により、貫禄と落ち着きのある街並みづくりを推進します。

手法

- ・前橋クリエイティブシティ構想と協調した景観誘導施策を推進する。
- ・デザイン性に優れた屋外広告物がアクセントになり街並みを彩るような地区の指定や基準作りを検討する。（屋外広告物活用地区指定等）

方針③ 地域性と歴史性を生かした市民協働による地域づくり【地域性と歴史性】

市民や事業者と協働し、文化的・歴史的な景観資源を守り、活用する地域づくりを推進します。

手法

- ・前橋市歴史的風致維持向上計画の重点区域である厩橋地区、総社及び総社山王地区において、歴史的建造物等の修景支援や、地域の歴史に対する機運醸成及び観光視点での活用に向けた施策を展開する。

方針④ 人にやさしく心地よさのある生活環境づくり【やさしさと心地よさ】

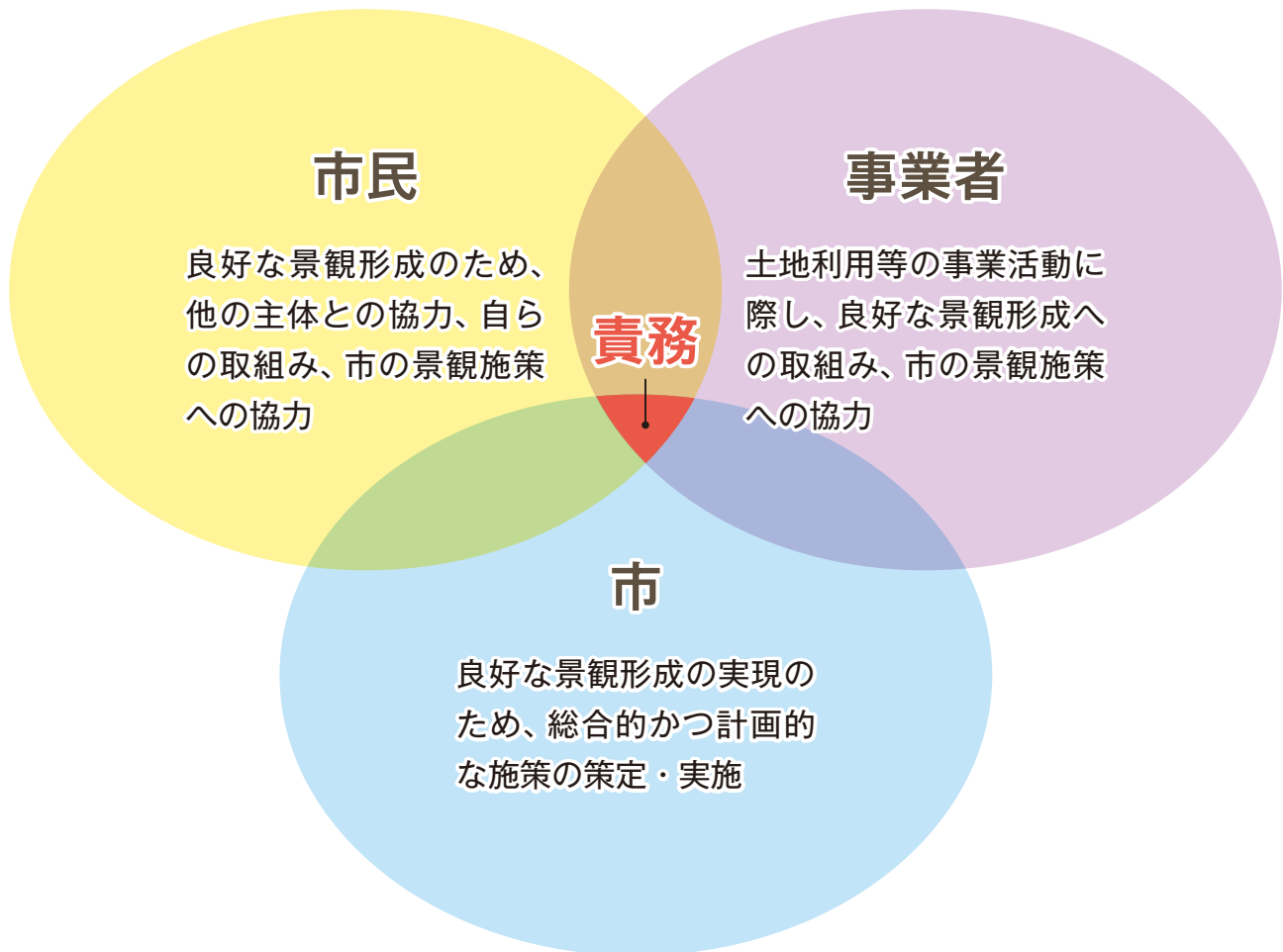
地域のイメージにふさわしい生活空間を整え、楽しく歩ける環境づくりを推進します。

手法

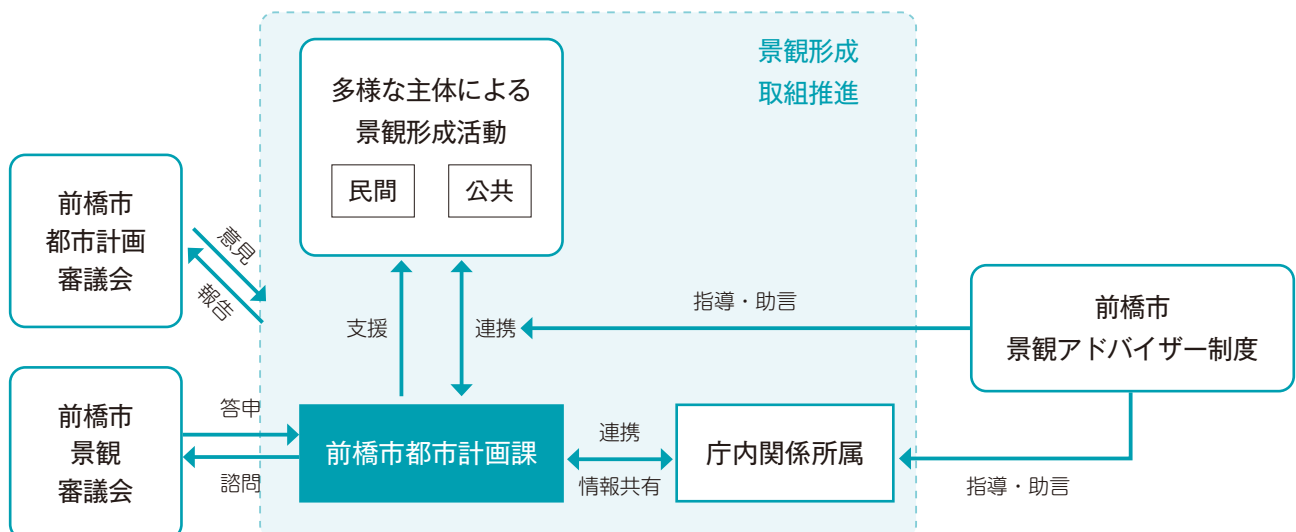
- ・前橋市アーバンデザインを踏まえ、前橋クリエイティブシティ構想と協調し、緑化等で自然を感じられる空間整備を支援するなどウォーカブルなまちづくりを推進する。

計画の実現に向けて

良好な景観を実現するためには、市民、事業者、行政のそれぞれが景観形成の主体であることを認識するとともに、本計画の考え方や方針を広く共有し、それぞれが協働していくことが重要です。そこで、本計画の実現に向けて、各主体の行動指針を次のように定めます。



推進体制イメージ



前橋市景観計画

令和8年9月

編集・発行：前橋市 都市計画部 都市計画課

〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

TEL：027-224-1111（内線3974）

FAX：027-221-2361

<https://www.city.maebashi.gunma.jp>